

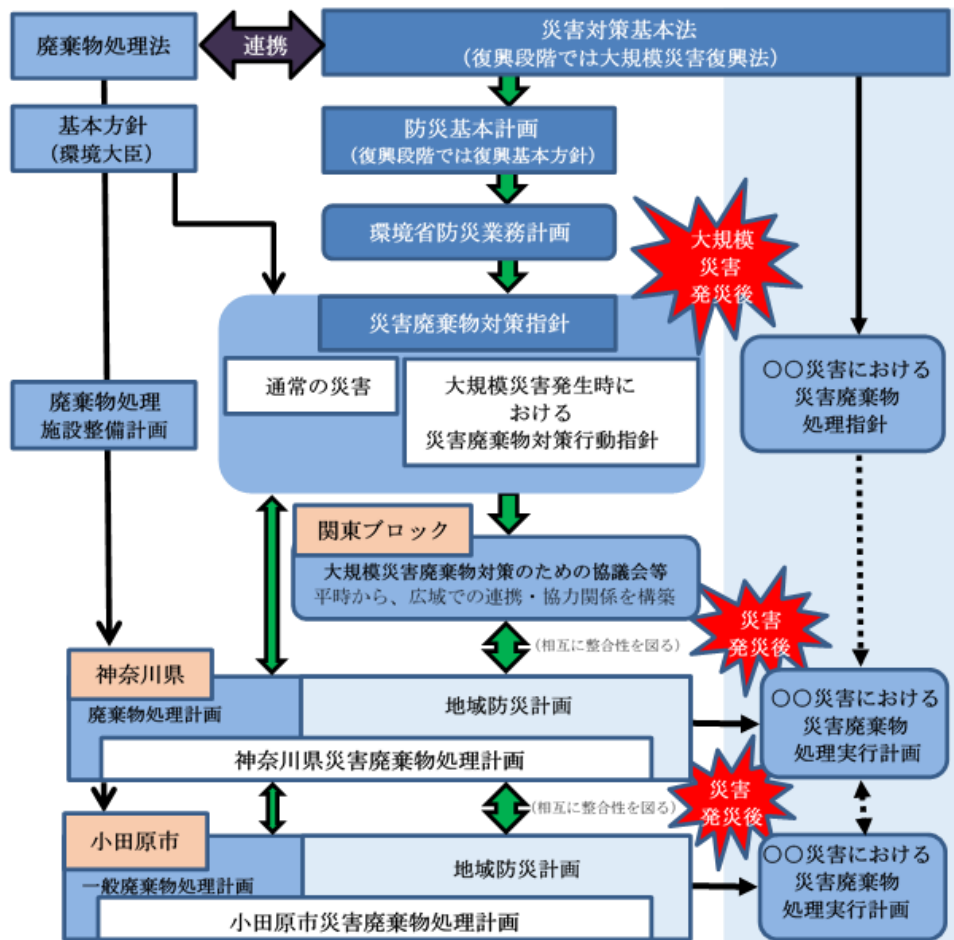
小田原市災害廃棄物処理計画【概要版】

1 計画策定の基本的な考え方

○計画策定の趣旨

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災では、約 2,802 万 t の災害廃棄物及び津波堆積物が発生し、その処理が大きな課題になっています。地震災害では、近い将来本市に大きな被害をもたらすと予測される神奈川県西部地震や南海トラフ巨大地震等が想定されています。風水害では、台風や集中豪雨等の短時間に記録的な大雨をもたらす異常気象などの影響で、浸水等による風水害が発生することが想定されます。本計画は、大規模な自然災害により発生した災害廃棄物処理を、迅速かつ適正な処理及び再資源化の推進を図るとともに、市民の生活環境を保全し、速やかに復旧、復興を推進していくことを目的に策定します。

○計画の位置付け



○処理方針

1. 迅速かつ衛生・安全面に配慮した対応
2. 計画的かつ効率的な処理
3. 生活環境への配慮
4. 減量・リサイクルの推進
5. 相互協力体制の確立

○処理期間

東日本大震災をはじめとする過去の事例から、3年以内を目標として計画を策定し、処理の完了を目指します。

○処理の流れ

災害廃棄物は、がれき等の災害により発生する廃棄物と避難者の生活に伴い発生する廃棄物があります。災害により発生する廃棄物と家庭ごみ及び避難所ごみに分けて収集を行います。また、災害により発生する廃棄物は、市民及び事業者等が一次仮置場に分別して持込むことを原則とします。

○対象とする災害廃棄物の定義

発生源	種類	区分
災害により発生する廃棄物	可燃物、不燃物、コンクリートがら、金属くず、木くず、腐敗性廃棄物、廃家電、廃自動車等、廃船舶、有害廃棄物、その他処理困難物、津波堆積物 等	がれき
避難者の生活に伴い発生する廃棄物	家庭ごみ、避難所ごみ	生活ごみ
し尿	仮設トイレからのくみ取りし尿	し尿

2 地震災害

市防災計画で想定する地震のうち、都心南部直下地震、神奈川県西部地震、南海トラフ巨大地震及び大正型関東地震を対象としました。

○災害廃棄物発生量の推計（被害想定の大い2地震を抜粋）

がれき（t）

地震名	可燃物	不燃物	コンクリートがら	金属	柱角材	合計
神奈川県西部地震	128,218	159,429	394,974	49,324	38,447	770,392
大正型関東地震	545,224	742,250	1,729,982	214,503	163,457	3,395,416

生活ごみ発生量（t/日）

地震名	1～3日目	4日目～	2週間～
神奈川県西部地震	31.8	27.1	19.6
大正型関東地震	89.6	89.6	67.7

し尿発生量（kl/日）及び仮設トイレの必要基数（基）

地震名	し尿	1～3日目	4日目～	1週間～
神奈川県西部地震	発生量	83.6	57.6	15.5
	必要基数	610	414	98
大正型関東地震	発生量	210.7	200.6	47.6
	必要基数	1,568	1,491	340

3 風水害（河川洪水）

市内8洪水浸水想定区域（山王川、酒匂川、狩川・要定川、仙了川、森戸川、中村川、早川）を対象としました。

○災害廃棄物発生量の推計（河川洪水については被害想定の大い酒匂川と全河川を抜粋）

がれき（t）

河川名	可燃物	不燃物	コンクリートがら	金属	柱角材	合計
酒匂川	106,689	106,689	178,018	39,001	18,486	448,883
全河川	129,068	129,068	190,125	47,160	19,743	515,164

※生活ごみ・し尿は地震災害に準ずる

4 風水害（高潮）

相模灘沿岸の高潮浸水想定区域を対象としました。

○災害廃棄物発生量の推計

がれき（t）

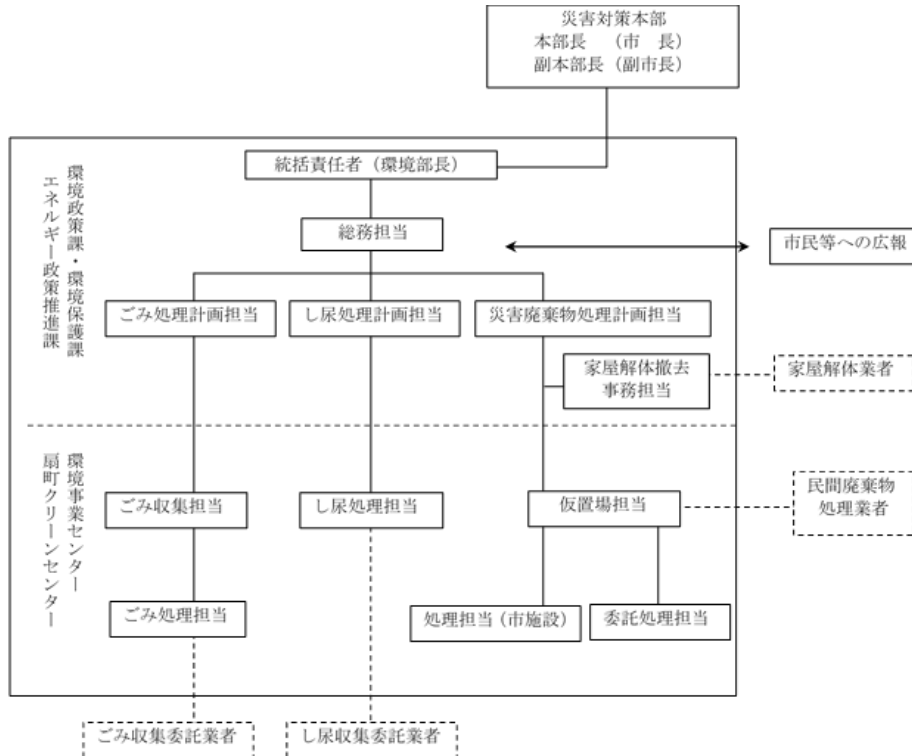
河川名	可燃物	不燃物	コンクリートがら	金属	柱角材	合計
高潮	42,790	42,790	53,053	15,626	5,509	159,768

※生活ごみ・し尿は地震災害に準ずる

5 組織及び協力支援体制

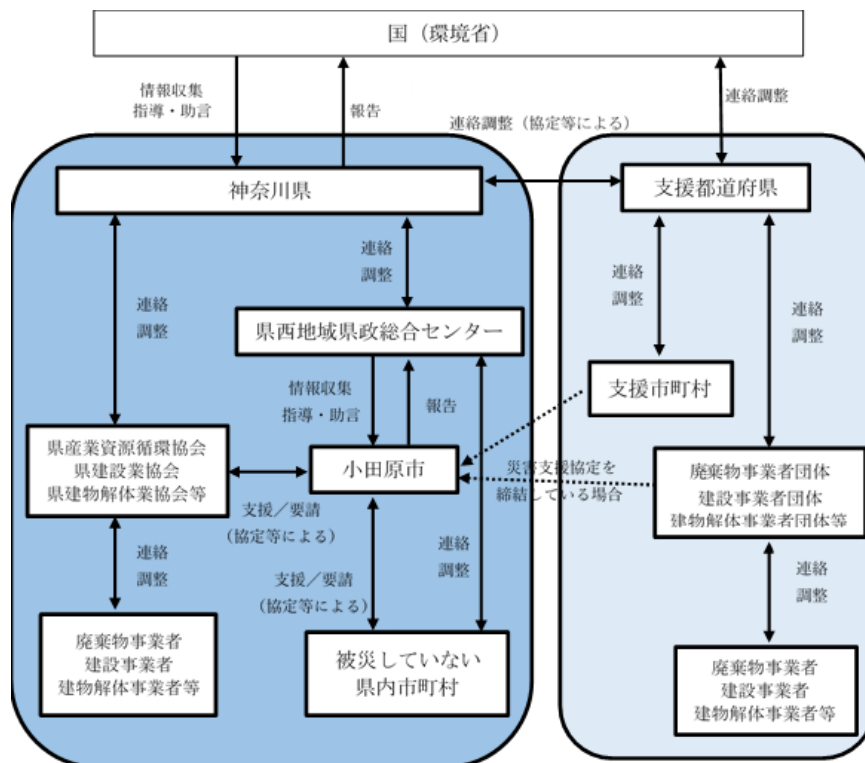
○環境対策部（災害廃棄物対策組織）の役割担当

災害発生時は、「災害廃棄物対策組織」を設置し、環境部の職員の役割担当を以下のとおり配置します。災害対策本部事務局（防災部）、復旧対策チーム（建設部、都市部、上下水道局、環境部）、その他関連する部局とも十分に連携を図り、迅速かつ適切に災害廃棄物処理対応を行います。



○県内外での協力・支援体制

大規模災害時には、広域ブロックの構成市町、地域県政総合センターの所管区域を越えた全県域、県内の廃棄物処理施設では処理が困難な場合は、他都道府県に支援を要請する方針です。



6 災害廃棄物処理

○仮置場

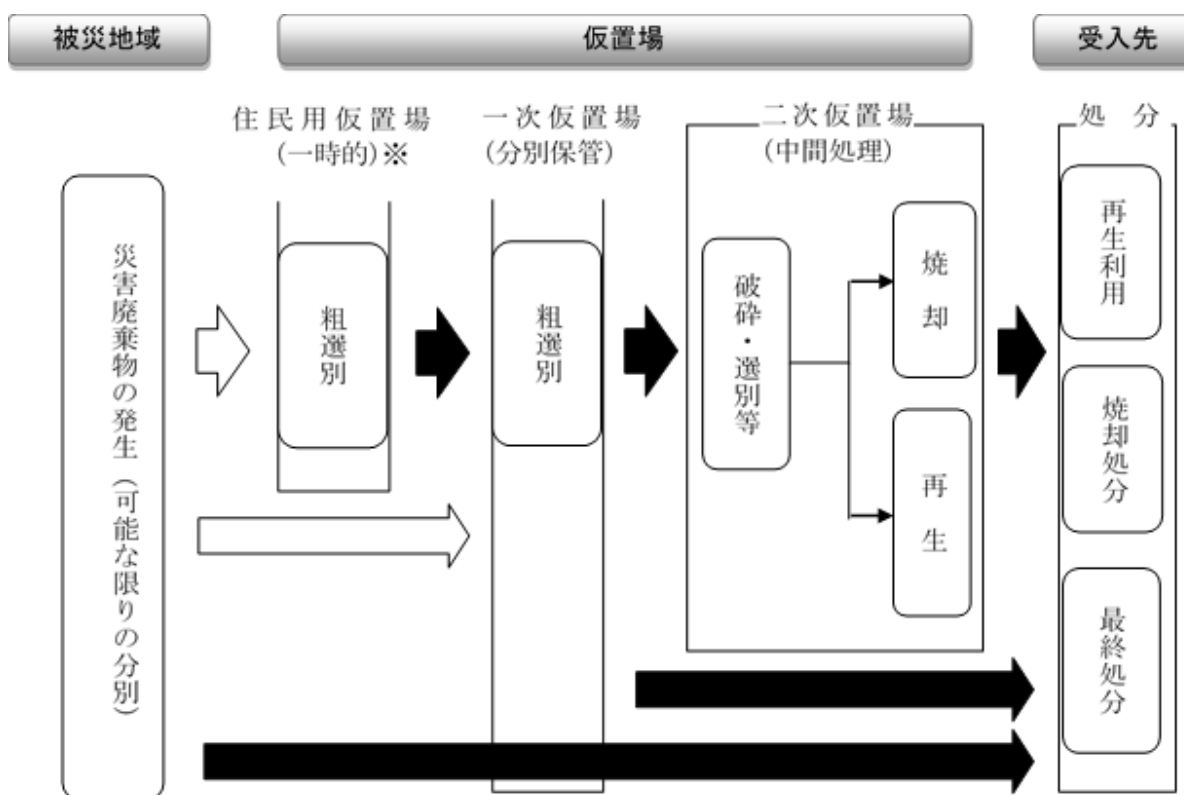
災害廃棄物は一度に大量に発生するため、通常の体制では処理を行うことが困難であることから、仮置場（保管場所）が必要になります。仮置場は、一次仮置場、二次仮置場、住民用仮置場とし、災害廃棄物の受入、分別指導、保管・管理等を行うための人員を配置します。

○仮置場必要面積の推計

仮置場必要面積（㎡）

災害	可燃ごみ	不燃ごみ	コンクリートがら	金属くず	柱角材	合計
神奈川県西部地震	85,479	38,649	95,751	11,957	25,631	257,467
大正型関東地震	363,483	179,939	419,389	52,001	108,971	1,123,783
河川洪水(全河川)	86,045	31,289	46,091	11,433	13,162	188,020
高潮	28,527	10,373	12,861	3,788	3,673	59,222

○がれき等の処理方法



※住民用仮置場は被災状況に応じて開設します

※白抜き矢印は、市民による直接搬入を想定しています

7 災害廃棄物処理実行計画

災害廃棄物処理実行計画は、発災時において、災害廃棄物を計画的に処理するために、災害廃棄物処理計画をもとに処理の基本方針、災害廃棄物発生量、処理期間、処理方法等を定める計画です。

被害状況を把握し、関係機関との連絡調整を積極的に図りながら、災害廃棄物処理実行計画を策定します。また、処理の進捗に伴い、適宜見直しを行います。